

## 第1節 火山災害に強いまちづくり

全 課

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす。大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に秒速100m以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多い。一方、火山活動の継続的な観測により、大規模な被害をもたらす噴火を予知することはある程度可能となっている。

このため、町は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるため、避難が速やかに行える環境を整える等、火山災害に強いまちづくりを推進する。

### 1 火山災害予防計画の基本目標

#### (1) 浅間山の火山活動に対する知識の普及及び啓発

火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め、多くの人々に火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させる必要がある。

このため、火山防災マップや火山防災ハンドブックを活用して、町や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

#### (2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進

降下火砕物等の火山噴火災害要因から被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

#### (3) 防災組織力の向上

災害応急対策を迅速かつ的確に進めることができるよう、日ごろから情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

#### (4) 噴火予知に関わる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。町は、火山観測を行っている関係機関と随時連絡をとるとともに、住民等による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等についての情報ネットワークづくりを進める。

### 2 火山災害に強い地域づくり

火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に、生活の場でもある。町は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。また、避難施設及び避難路の整備に努める。

#### (1) 広域火山災害対策の推進

町は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、隣接市町と連携を図りながら、広域的な観点から防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

#### (2) 主要交通・通信機能の強化

火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。

(3) 警戒区域の設定

浅間山はいぜん噴火の危険性があるため、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき噴火口から4km以内を警戒区域とする。また、この警戒区域の設定については告示するとともに、登山道に設定した看板の維持管理に努めていく。

(4) 警戒避難体制の強化・拡充

ア 火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区内への開発整備に当たっては、危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で実施する。

イ 警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。

(5) 避難道路の整備

火山噴火による危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に住民等の避難が可能な避難道路の整備に努める。

(6) 公共施設等の安全性確保

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

(7) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者と連携し、水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(8) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業、降灰除去事業、降灰防除施設の整備、各種資金の活用により、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

全 課

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施できるよう、町は、そのための備えを十分に行うものとする。

### 1 災害発生直前対策

#### (1) 噴火警報・予報等の伝達

火山で異常な現象が生じたとき、人々の間で多くの情報が錯そうしたり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

#### (2) 住民の避難誘導體制

##### ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

##### イ 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、町は地域住民、自主防災組織、高齢者福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

##### ウ 観光客等に対する避難誘導體制の整備

観光客等の不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対し、利用客に火山防災マップを提示するなどして火山の特性を周知するほか、発災時の避難誘導に係わる計画を作成し、訓練を行うよう指導・助言する。

### 2 情報の収集及び連絡

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

##### ア 情報の収集員、連絡員の指定

迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

##### イ 住民からの連絡体制

住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

#### (2) 通信手段の確保

ア 住民への重要な被害情報伝達手段となるオフトーク通信及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

イ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておく。

### 3 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制

ア 非常参集体制の整備及び訓練

非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、また交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

イ 応急活動マニュアルの活用及び訓練

応急活動のためのマニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や関係機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携体制

ア 相互応援協定の締結

応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

イ 消防相互応援体制の整備

消防の応援について周辺市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 救助・救急、医療及び消火活動

町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火に係わる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

具体的な施策内容については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防活動計画」に準ずる。

5 緊急輸送活動

(1) 自動車による輸送手段の確保

災害応急対策で使用するべき町の所有する車両等は、事前届出を行っておく。また、災害時には、車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業者、トラック協会）と協議し、その営業者の保有する車両等の応援について、日ごろから連携を図っておく。

(2) 輸送施設の整備

町は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送路をあらかじめ指定しておく。また、ヘリポートの指定、整備等、空中輸送についても体制の整備を図る。

6 避難収容活動

町は、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に避難所を指定するとともに、その環境整備に努める。また、迅速に住民を避難誘導することができるよう、その方法について定めておく。

具体的な施策内容については、第2編第1章第12節「避難収容活動計画」に準ずる。

7 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

町は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水及び医薬品等生

活必需品等の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

具体的な施策内容については、第2編第1章第14節「食料品等の備蓄・調達計画」、第15節「給水計画」及び第16節「生活必需品の備蓄・調達計画」に準ずる。

## 8 二次災害の防止活動

町は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

### 第3節 住民の防災行動力の向上

全 課

町は、本計画により住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災行動力の向上を図る。具体的な対策については、第2編第1章第29節「防災知識普及計画」、第30節「防災訓練計画」、第32節「自主防災組織等の育成に関する計画」、第33節「企業防災に関する計画」及び第34節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

### 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等への協力

全 課

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのため、町は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国及び関係機関等が実施する研究・観測体制について協力する。